

## 首都圏西部地域広域基本計画

### 1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

#### (1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

首都圏西部地域は、国道16号線沿線を中心とした埼玉県南西部地域から、東京都多摩地域、神奈川県県央部地域に広がる地域である。日本の産業、経済、教育、政治などあらゆる機能の中心である世界都市東京の西側外縁に位置し、平地、山地、台地、丘陵地や臨海部、河川流域など、多様な地理的条件を有している。

また、国道16号線や首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、東京外環自動車道と連結している首都圏から放射状に伸びる自動車幹線道路網などを通じて、日本各地と繋がり、かつ首都圏を通じて世界各地にも近接しているといえる地域である。

#### ◆集積区域の人口・面積

地 区	人口(人)	製造業 従事者数(人)	総面積(ha)	可住地面積 (ha)
埼玉県南西部地域 (さいたま市含む)	2,373,733	154,104	74,185	56,446
東京都多摩地域	4,058,204	150,078	115,989	61,354
神奈川県県央部地域	851,101	65,548	42,267	20,670
合 計	7,283,038	369,730	232,441	138,470

参考：人口＝国勢調査[平成17年] / 製造業従業者数＝工業統計調査[平成19年]

面積＝平成17年から平成19年の都県統計データより

首都圏西部地域は、我が国経済を牽引する新規成長産業を次々と生み出す潜在力を秘めた「ものづくり産業群」の一大集積地である。

この地域は、戦前から戦中にかけて、航空機製造、通信機器製造、計測機器製造等の都心部や京浜地域の軍需関連の有力工場の疎開先として発展し、戦後のこれらの工場の民需転換によって、機械工業の集積基盤が形成された。また、八王子市や相模原市、川崎市、狭山市などの地域における大規模工場団地の造成による工場誘致や、高度成長期に制定された工業等制限法などの法規制による都区部や京浜地域等からの工場移転等により、西多摩地域や埼玉県南西部地域、神奈川県県央部地域への新生産工場群の進出が活発に行われた。こうした沿革を経て、この地域には、電気・電子機械、輸送機械、精密機械などで構成される有力な機械工業集積が形成されてきた。

さらに工業等制限法により、新設や拡張が困難になった都区部などの大学・短期大学が、広い空間と豊かな自然環境のあるこの地域に移転し、先端産業を支える研究機関の集積も進んだ。

現在もこの地域には、大手企業の有力工場、研究所、先端技術を牽引する大学・研究機関が多数立地していることに加え、中小企業についても、市場把握力と技術力に優れた製品開発型企業と、高精度かつ短納期に対応できる高度な製造技術を有する基盤技術型中小企業が、ともに数多く存在している。現在のこの地域の産業集積の特性は、我が国の主力先端産業のイノベーションの基盤となる多様な要素技術を提供している、「イノベーション支援型産業」、「開発支援型産業」と言えるものである。

特に、ものづくり大国日本の基幹産業である「自動車関連産業」、「電気・電子関連産業」、最先端技術の開発に欠くことのできない計測分析器などの「精密機械関連産業」等の集積が顕著（本計画の対象地域における全事業所数、従業員数の約8割（約77%）をしめている＝出所：工業統計調査[平成19年]）であり、我が国の国際競争力の源泉ともいえる企業群が立地している。

首都圏西部地域のこのような産業ポテンシャルは、経済産業省等からも従前より注目されてきたところであり、国の産業競争力強化を目標として平成13年に始まった「産業クラスター計画」のモデル地域でもある。現在まで、首都圏西部地域における「産業クラスター計画」は、(社)首都圏産業活性化協会（平成10年任意団体TAMA産業活性化協議会として設立。平成13年、社団法人首都圏産業活性化協会に改組。）が中核支援機関となって推進されてきている。

このように、首都圏西部地域は、我が国随一ともいえるポテンシャルを有する産業集積地であるが、産業力に恵まれているだけではなく、武蔵野や相模野の面影が残る豊かな自然環境にも恵まれた地域である。山地や河川、農林水産業地の存在ばかりでなく、緑に囲まれた敷地内で新製品・新技術を開発する多くの大手企業研究所や工場、住居地に共存する中堅・中小企業の事業所、全国的にも格段の集積が見られる大学等、自然環境と産業活動の共生が随所に見られる地域でもある。

#### ◆首都圏西部地域産業分類別のデータについて

	産業分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		粗付加価値額	
		(所)		(人)		(億円)		(億円)	
9	食料品製造業	605		44,591		91,268		38,153	
10	飲料・たばこ・飼料製造業	81		2,239		7,052		3,332	
11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	82	1.01%	1,122	0.35%	785.945	0.07%	415.615	0.11%
12	衣服・その他の繊維製品製造業	129		2,500		2,190		1,183	
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	64		634		1,030		416.837	
14	家具・装備品製造業	194		3,078		6,686		2,913	
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	200		6,566		15,245		6,903	
16	印刷・同関連業	557		14,625		33,775		18,298	

17	化学工業	193	2.38%	13,870	4.36%	72,166	6.13%	31,646	8.05%
18	石油製品・石炭製品製造業	23	0.28%	264	0.08%	155	0.01%	66,574	0.02%
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	592	7.31%	12,447	3.91%	25,522	2.17%	11,370	2.89%
20	ゴム製品製造業	68	0.84%	3,722	1.17%	3,281	0.28%	1,348	0.34%
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	27	0.33%	438	0.14%	127,871	0.01%	37,073	0.01%
22	窯業・土石製品製造業	200	2.47%	5,349	1.68%	18,132	1.54%	8,257	2.10%
23	鉄鋼業	91	1.12%	1,772	0.56%	9,471	0.80%	2,108	0.54%
24	非鉄金属製造業	133	1.64%	3,945	1.24%	15,546	1.32%	4,380	1.11%
25	金属製品製造業	928	11.46%	16,413	5.16%	36,364	3.09%	17,039	4.34%
26	一般機械器具製造業	1,347	16.63%	40,944	12.87%	152,204	12.92%	59,157	15.05%
27	電気機械器具製造業	728	8.99%	29,040	9.13%	97,501	8.28%	36,378	9.26%
28	情報通信機械器具製造業	230	2.84%	22,777	7.16%	125,905	10.69%	30,570	7.78%
29	電子部品・デバイス製造業	508	6.27%	23,393	7.35%	98,905	8.40%	30,824	7.84%
30	輸送用機械器具製造業	401	4.95%	48,594	15.27%	296,950	25.21%	68,404	17.41%
31	精密機械器具製造業	353	4.36%	13,123	4.12%	54,144	4.60%	13,290	3.38%
32	その他の製造業	364	4.49%	6,707	2.11%	13,308	1.13%	6,521	1.66%
	指定業種計	6,268	77.40%	243,920	76.67%	1,020,469	86.65%	321,812	81.88%
	計	8,098		318,153		1,177,714		393,012	

出所:工業統計調査[平成19年] ※注:産業分類別の詳細数値データが把握できない町村分を除く

#### ◆大学・短期大学の立地状況

地 区	大学数	短期大学数
埼玉県南西部地域 (さいたま市含む)	24	5
東京都多摩地域	63	14
神奈川県県央部地域	10	3
合 計	97	22

(参考データ/本部の数のみ)

全国合計	765	417
------	-----	-----

全国数値:平成20年度文部科学省「学校基本調査」より

(目指す産業集積の概要について)

首都圏西部地域は、現在の日本の国際競争力を支える高い産業ポテンシャルを有する地域であるが、日本の基幹産業である「ものづくり」が、少子高齢化やグローバル化、環境・エネルギー

ギー問題の顕在化などの環境変化に直面している問題は本地域においても例外ではない。本地域の産業の継続的な発展のため、的確な事業環境の整備を推進しなければ、本地域の産業ポテンシャルを衰退させてしまう危険性がある。また、技術革新や顧客要求の高度化などに伴い、ものづくり産業の発展に不可欠な新製品開発・新技術開発は、ますます複雑化しており、複数の企業や大学、公設試験研究機関との連携や、行政が提供する支援施策の活用といった、一企業の枠を超えた様々な資源や知を統合してイノベーションを創出していくことが、大きな課題となっている。更に、地域の企業にとって、技術力はあるものの、製品の販路を開拓することは重要な課題であり、特に少子高齢化に伴う国内市場の縮小に直面する中で、成熟した欧米市場や成長著しい新興国市場への海外展開は重要な課題である。

また、武蔵野や相模野の面影を残す自然豊かなこの首都圏西部地域においては、率先して地球環境への貢献を意識したものづくりを推進していく必要がある。この地域の美しい自然を活かしながら、環境に配慮した先進的なものづくりを進めていくことは、世界にもものづくり産業の範を示すことにもなる。

さらに、首都圏西部地域が、持続的に発展可能な産業集積地となるためには、今後も、様々な知を産み出しイノベーションを支える、優秀な人材の集結・集積に注力しなければならない。そのためには、多数の企業等が存在するという経済的側面だけでなく、豊かで魅力ある住環境といった環境的側面にも配慮する必要がある。魅力ある住環境の実現によって、優秀な人材を惹きつけ、その優秀な人材が、企業や大学・研究機関等に所属し、地域産業の経済的成功のために活動してイノベーションを促進し、そのダイナミズムが、さらに国内外の優秀な人材を惹きつけるという好循環モデルを生み出していくことが求められる。

これらの構造的変化、事業環境の変化に対応し、現状の課題を克服して、首都圏西部地域におけるものづくり産業を拡大、発展させていくためには、既存の集積地域を超えてより広域に産学官が連携を強化し、本地域の総力を結集する必要がある。

このような認識に基づき、本基本計画では、ものづくり大国日本の基幹産業である「自動車関連産業」、「電気・電子関連産業」・「計測分析器等精密機械関連産業」を主なターゲットとして、持続的・発展的にイノベーションの創出を図り、新たな需要を生み出すことが可能な、世界有数の先端ものづくり地域の形成を目指す。この実現のため、特に首都圏西部地域の既存の集積区域や集積業種による事業環境整備の取組みと連携し、広域的な産学官のネットワークを強化することにより、先進的な施策を総合的・集中的に実施できる体制を構築する。また、低炭素社会や循環型社会の実現、環境負荷低減に向けた取り組みに重点を置くことにより、緑の都市の実現と、環境と調和し環境と共生する先進的なものづくりのビジネスモデルを構築し、国内外に発信して、その取り組みがビジネススタンダードとなることを目指す。

(首都圏西部地域広域基本計画の推進によってもたらされる「首都圏西部地域の将来像」)

法の枠組みの下、協議会を組織し、地域内の自治体、支援機関、商工団体等の強固な連携により、本基本計画を策定・実施することで、長期的な目標や目指すべき方向性が共有され、広

域的ネットワークの強化が進むものと考えられる。こうした広域的なネットワークの強化は、企業や大学など様々な主体の連携機会を拡大させ、技術・製品開発ニーズの充足や様々な経営課題解決をもたらし、結果、事業活動の活性化が進んで新製品・新技術の創出力を強化することに繋がり、地域の産業経済の発展をリードすることができる。

本地域に集積する自動車関連産業、電気・電子関連産業、計測分析器等精密機器関連産業をターゲットにして、世界的に新製品・新技術の開発、事業化ニーズが高く、また、日本の技術的優位性の高い「環境分野」に注力し、イノベーションの創出を促進する。この取組みによって、今後、新たな基幹産業として高い成長が見込める、電気自動車に代表されるような環境配慮型の次世代自動車の普及の急加速に貢献するなど、環境と調和・共生する先進的なビジネスモデルを構築し、世界的競争力のある産業集積地帯を実現する。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	321,812億円	337,902億円	5%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1. 広域的産学官ネットワーク強化事業					
(1) 産学官ネットワーク強化	▶				
2. 環境ものづくり推進事業 (※)					
(1) 新事業創出支援	▶				
(2) 研究開発支援	▶				
3. 海外展開・販路開拓支援事業 (※)					
(1) 海外展開支援	▶				
(2) 販路開拓 (国内) 支援	▶				
4. 経営課題解決支援事業 (※)					
(1) 情報提供	▶				
(2) 経営課題個別対応	▶				
(3) 情報管理事業	▶				

※支援機関 (社)首都圏産業活性化協会等) 実施。

## 2 集積区域として設定する区域

(区域)

埼玉県南西部地域、東京都多摩地域、神奈川県県央部地域。

ものづくり企業が集積する国道16号線沿線地域を中心に、集積区域として設定する。

埼玉県（埼玉県南西部地域）：

さいたま市、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、坂戸市、三芳町、

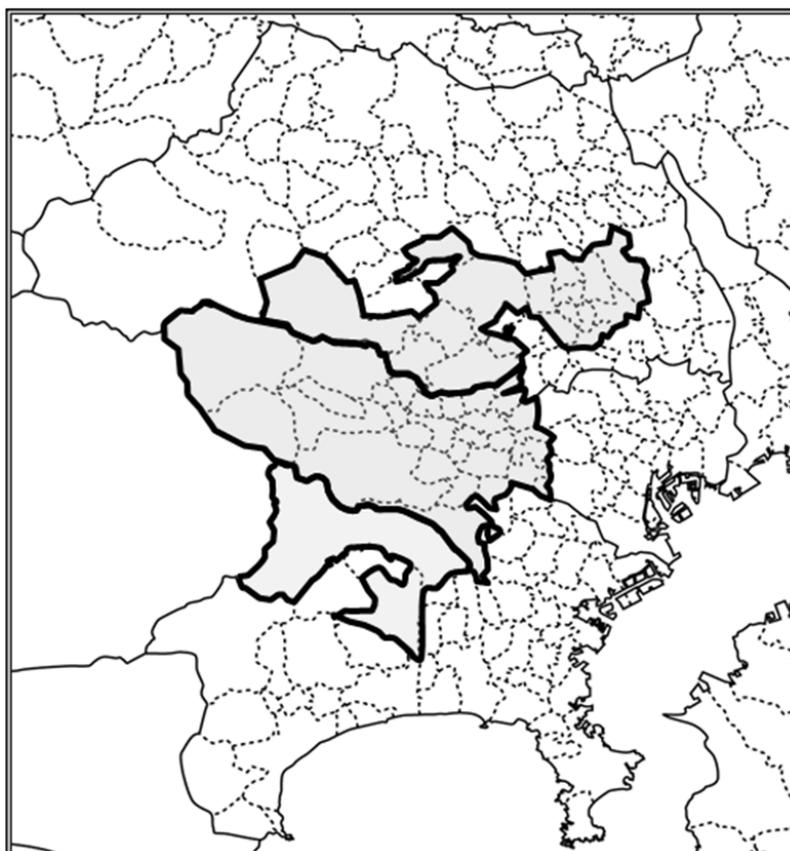
東京都（多摩地域）：

八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町日の出町、檜原村、奥多摩町

神奈川県(神奈川県県央地域)：

相模原市、厚木市

設定する区域は、平成22年2月1日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。



## 【埼玉県】

集積区域として設定する区域に含まれる自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び環境省指定の特定植物群落及び重要湿地500等、シギ・チドリ類渡来湿地、特別緑地保全地区及び近郊緑地保全区域等の環境保全上重要な地域については原則として除くものとする。ただし、同区域であっても工業団地、工場適地、用途地域（工業専用地域、工業地域、準工業地域に限る）及び市町村の総合振興計画で産業系に位置付けられている区域等、以下に示す区域については、集積区域とする。

- ・ 県立自然公園、鳥獣保護区等の区域のうち集積区域とする区域

＜飯能市＞

集積区域とする区域：

- ①大字芦荻場及び大字川崎の各一部、大字下川崎
- ②大字双柳、大字岩渕、大字下畑及び大字上畑の各一部
- ③大字大河原の一部
- ④工業地域：大字新光、大字双柳、大字岩沢及び南町の各一部
- ⑤準工業地域：大字双柳、大字川寺、征矢町、美杉台及び大字下畑（南台第二）の各一部

＜入間市＞

集積区域とする区域：大字野田地区

集積区域とする理由等：第5次入間市総合振興計画において工業系と位置付けられている野田工業団地を中心とした地域である

## 【東京都】

集積区域には、原則として次の区域等を含めないこととする。

- ア 自然公園区域（自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域をいう。）
- イ 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域をいう。）
- ウ 特別緑地保全地区（都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区をいう。）
- エ 鳥獣保護区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区をいう。）
- オ 環境省指定の特定植物群落及び重要湿地500等

ただし、同区域であっても、工業団地、工場適地、工業専用地域・工業地域・準工業地域の各用途地域に指定されている区域及び土地区画整理事業等の施行により産業系の用途に位置付けられている区域については、環境保護法令を遵守するとともに、開発面積を最小限にする等、自然環境に十分な配慮を加えることを前提に、集積区域に含める。

## 【神奈川県】

集積区域には、原則として次の区域等を含めないこととする。

- ア 自然公園区域（自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域をいう。）
- イ 自然環境保全地域（自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域又は神奈川県自然環境保全条例第2条に規定する自然環境保全地域をいう。）
- ウ 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域をいう。）
- エ 特別緑地保全地区（都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区をいう。）
- オ 歴史的風土保存区域（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域をいう。）
- カ 保安林（森林法第25条及び第25条の2に規定する保安林をいう。）又は保安施設地区（同法第41条に規定する保安施設地区をいう。）に指定された区域
- キ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）
- ク 鳥獣保護区内特別保護地区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する鳥獣保護区の区域内の特別保護地区をいう。）
- ケ 史跡名勝天然記念物（文化財保護法第109条第1項又は神奈川県文化財保護条例第31条第1項に基づく史跡、名勝又は天然記念物をいう。）の保全に影響（軽微な影響を除く。）を及ぼす区域
- コ 環境省指定の特定植物群落等

（集積区域の可住地面積）

138,470ha

（各市町村が集積区域に指定されている理由）

本地域は、首都圏の西部に位置し、埼玉県南西部から東京都多摩地域、神奈川県県央部に広がる地域である。本地域の中心を国道16号線が通り、同国道にほぼ平行して横浜線、八高線が走り、また、武蔵野線、南武線や相模線がこの地域を縦断的に繋ぎ、中央本線・青梅線、および、東武線、西武線、京王線、小田急線などの私鉄各線、さらに国道254号、20号、129号、246号、関越自動車道、中央自動車道、東名高速道路などの日本各地にも延びる主要幹線が本地域を横断的に走っており、本地域を縦横に緊密に繋いでいる。さらに、現在進められている首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備によって、1都2県の広域に跨る南北に長い本地域の一体性が高まり、広域的な事業活動のさらなる発展が期待できる。

また、本地域は、イノベーションの連鎖による産業活性化を通じて国際的競争力のある新産業創出をめざす「産業クラスター計画」のモデル地域であり、同政策を推進する中核的な組織であり、産学官のネットワーク組織である(社)首都圏産業活性化協会が、この地域の産学官の

多くの機関の協力のもとで、10年以上に渡り継続した産業活性化活動を展開している。また、東京都の多摩地域に隣接する地域を広域的に捉え、首都圏の中核拠点として発展させ、アジアを代表する高度で多様なものづくり産業の集積地を目指す「多摩シリコンバレーの形成」に向けた具体化事業の実施や、埼玉、神奈川両県の地域産業活性化基本計画における集積区域として指定されているなど、産業政策が集中的に投下されている地域である。これらの各地域の取組みを、より広域的な連携に発展させれば、シナジー効果が創出され、既存の集積区域、集積業種の独自活動がさらに活性化されると考えられる。

さらに、大学や研究機関、公設試験研究機関等の先端的なものづくり研究に取り組む機関が、他の地域と比較し格段に多く集積している地域でもある。

また、この地域で活躍する企業は、研究開発や、新製品等の試作開発を主たる事業としている場合が多く、加工工程を請け負う、所謂、基盤技術型企業においても、電気機械製造業や輸送用機械製造業等の大手企業からの依頼等を通じて、高度な技術・技能を磨いてきた企業群が、埼玉県南西部地域（ホンダ、パイオニアなどの協力工場群）、東京都多摩地域（富士電機、横河電機、日野自動車、東芝、日本電気、オリンパス、日本無線などの協力工場群）、神奈川県県央地域（三菱重工、キャタピラージャパン、ソニー、日産自動車、リコー、NTTなどの協力工場群）に多数存在している。このような企業集積から、この地域は、日本の主力先端産業のイノベーションの基盤となる多様な要素技術を提供している「イノベーション支援型産業」「隣支援型産業」の集積地と特徴づけられる。この地域の産業集積特性を活かせば、広域的な産学官連携によるイノベーション創出環境の整備を推進する本計画は、新製品・新技術の開発を進める企業群と、これらの企業群と連携する多数の優秀な基盤技術型企業群の活性化に繋がり、大きな経済的波及効果が期待できる。

以上のように、本地域は、地理的にも連続性を有し、インフラ整備の状況やこれまでの産業活性化活動から構築されてきた高度で多様なネットワークの基盤のもとに、自然的経済的社会的にも一体性が高く、本基本計画における広域的な事業環境整備の活動が効果的に展開されると考えているため、集積区域として指定している。

### 3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

本基本計画において、特に重点的に企業立地を図るべき区域は設定しない。

### 4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

現時点で、集積区域の区域内において、工場立地法の特例措置を実施しようとする区域は、設定しない。実施する際には基本計画を変更し、区域及び効果を明示する。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

自動車関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

11 繊維工業、16 化学工業（ただし、161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業、1642 石けん・合成洗剤製造業、1643 界面活性剤製造業、1647 ろうそく製造業、165 医薬品製造業、166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 及び 1692 農薬製造業 を除く）、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業（ただし、1992 医療・衛生用ゴム製品製造業 を除く）、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（ただし、271 事務用機械器具製造業、274 医療用機械器具・医療用品製造業、275 光学機械器具・レンズ製造業、276 武器製造業 を除く）、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業（ただし、2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業、2973 医療用計測器製造業 を除く）、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業（ただし、312 鉄道車両・同部分品製造業、313 船舶製造・修理業、船用機関製造業 を除く）、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業 に限る）

電気・電子関連産業、計測分析器等精密機械関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

11 繊維工業、16 化学工業（ただし、161化学肥料製造業、1624 塩製造業、1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業、1642 石けん・合成洗剤製造業、1643 界面活性剤製造業、1647 ろうそく製造業、165 医薬品製造業、166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 及び 1692 農薬製造業 を除く）、18 プラスチック製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（276 武器製造業 を除く）、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業 に限る）

(2) (1) の業種を指定した理由

【自動車関連産業】

首都圏西部地域には、非常に多数の輸送用機械器具製造業の製造拠点、開発拠点、研究施設等が立地している。日産自動車、本田技研工業、日野自動車等のグローバルに活躍する大手自動車メーカーの存在ばかりでなく、自動車用の機械・電気部品部材の開発、製造企業やこれら

の部品部材の加工を請け負う多分野の基盤技術型企业、自動車製造企業の製造装置・システム関連に携わる企業等々、裾野の広い産業群の集積が形成されている。

また、自動車関連産業は、今後も、ハイブリット車、電気自動車、燃料電池車等、環境対応車の普及拡大に向け、広範囲の技術分野でイノベーションが求められることになり、本地域の環境エネルギー分野のイノベーションを牽引する基幹産業として活性化を図ることにより、本地域の産業のより一層の成長発展が期待できるため、本産業分野を指定する。

#### 【電気・電子関連産業、計測分析器等精密機械関連産業】

本地域の集積産業の大きな特徴として、電気・電子関連産業、計測分析器等精密機械関連産業におけるグローバル企業、オンリーワン企業、リーディング企業等の研究・開発拠点や、製造拠点の集積が挙げられる。また、これらの産業の高度化を支援する先端的ものづくり研究を進める大学の集積に加え、東京都昭島市に中小企業の産業支援拠点として整備された「産業サポートスクエア・TAMA」における試験・測定関連設備、設計支援設備などのインフラ等、研究開発・技術開発支援機能の集積も顕著である。

また、これらの産業は、今後のさらなる技術革新等が要求され、市場としての成長発展が期待できる自動車関連産業やロボット関連産業、医療・介護関連産業、環境エネルギー関連産業等、他の産業分野のイノベーションにも不可欠の分野である。即ち、我が国のものづくりにおいて欠かせない高精度・高品質を担保し、国際的な競争力を支える重要な役割を担っている産業と言える。

このような点から、本地域の産業集積特性を活かし、多様なイノベーションを促進する本基本計画の実施は、経済的に大きな波及効果が期待でき、事業の高度化のための事業環境整備が効率的・効果的に進むと想定できるため、本産業分野を指定する。

## 6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の新規事業件数①	229件
指定集積業種の製品出荷額の増加額②	50,564億円
指定集積業種の新規雇用創出件数③	8,648人

## 7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

埼玉県、東京都及び神奈川県自治体並びに支援機関は相互に連携を図り、本基本計画の対象地域の産業集積群の経済活動を更に活性化するために、以下の事業を実施する。

(産業用共用施設の整備等に関する事項)

首都圏西部地域の関係自治体等がもつ企業立地支援施策を有機的に活用し、地域内への円滑な企業立地を促進する。また、必要に応じて関係自治体を中心となり、企業立地促進のための新施策を企画・実施する。

(技術支援等に関する事項及びその他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

## 1. 広域的産学官ネットワーク強化事業

### (1) 産学官ネットワーク強化

#### ① 首都圏西部地域産業活性化協議会の開催

首都圏西部地域広域基本計画対象地域内企業の事業高度化のための事業環境の整備を効果的かつ着実に進めるため、「首都圏西部地域産業活性化協議会」を開催する。本協議会は、本基本計画による事業を統括し、事業全体の方針の決定や具体的事業の審議を行う。

## 2. 環境ものづくり推進事業（実施主体：支援機関（(社)首都圏産業活性化協会等））

### (1) 新事業創出支援

企業の技術・製品について、環境対応の観点からその優位性を明確にし、情報提供・発信及び顕彰事業等を行うことで企業における環境対応の取り組みを促進させる。

また、世界に先駆けて、地域産業ネットワーク全体が連携して温室効果ガス削減を促進するモデル事業を企画・実施すると共に、環境規制や環境経営等に関する情報提供等を実施する。

### (2) 研究開発支援

#### ① 産学官連携促進事業

グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）、ライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）など、今後の日本の競争力強化に貢献するイノベーションを持続的・発展的に誘発して、本地域の産業活性化を強力に推進するための基盤ともなる産学官連携を促進する。

具体的には、本基本計画対象地域の産業活性化に貢献し得る新技術等の開発に際し、定量的な評価を行ったり、新技術の開発実現を支援するため、先端的ものづくり研究において中心的役割を果たしている大学や研究機関の研究情報や本地域の自治体・支援機関等がもつ先進的なインフラ・施策・産業振興プログラムなどの調査紹介などにより、産学官の協働を推進する。

#### ② イノベーション創出・育成事業（新技術・新製品創出支援事業）

環境に配慮したものづくりを進めつつ、首都圏西部地域の産業特性を活かしたイノベーションの創出を着実に具現化するため、環境技術関連分野や、首都圏西部地域が得意とする計測分析器関連分野、医療・福祉関連分野等、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション

に貢献できる将来性のある重点テーマを具体的に設定した研究会を実施する。

併せて、研究会参加企業や新たな研究会テーマの発掘のため、専門家や事務局による企業訪問を積極的に実施する。

また、研究会のテーマ設定や運営においては、首都圏西部地域の産業支援機関等とも密接に連携し、役割分担等を行って、効率的に事業を進めるとともに多様な企業の参加が実現できるように整理統合と新規組成を積極的に行う。

### ③研究開発促進事業

本基本計画対象地域内企業等による具体的な技術開発・製品開発案件を発掘し、開発に必要な経営資源の補完を総合的に支援する活動を行う。具体的には、多様な技術分野に対応できる多数の専門家等を活用して、産学・産産連携のコーディネータや、研究開発の実施に有効な競争的資金の獲得支援等を行い、研究開発及びその事業化を促進する。

また、企業に対する技術的支援、専門的人材育成支援を行う。

## 3. 海外展開・販路開拓支援事業（実施主体：支援機関（(社)首都圏産業活性化協会等））

企業の経営力、製品や技術の開発力を維持発展させるためには、技術、製品等の販路開拓を進める必要がある。

本事業では、販路開拓の専門家や海外支援機関、海外展開に深い知見を有する専門家を活用し、信頼性と効率性の高い事業展開をめざす。

### (1) 海外展開支援

技術的優位性の高い首都圏西部地域の企業の、販路開拓・取引拡大による事業の成長を推進するため、今後も大きく発展すると考えられる海外市場への進出を支援する。

また、海外の大学や公的支援機関等を活用した、海外における共同研究開発・共同事業化を視野に入れた産学・産産連携を支援する。

更に、現地企業・産業情報の調査分析や、海外販路開拓のニーズを有する企業に対しての個別助言、現地企業への訪問及び商談会の実施などによって企業間の連携コーディネータを行い、効果的効率的な連携案件の創出を進め、技術的優位性の高い技術・製品等の高付加価値化を支援する。

### (2) 販路開拓（国内）支援

販路開拓の専門家人材を活用して、本基本計画対象地域内企業のコア技術を活かし、マーケティング要素を取り入れた売れるものづくりを推進するためのコーディネータを進める。具体的には、マーケットリサーチ、販売戦略構築支援、売れる社内体制づくりの支援、展示会出展支援、営業（活動）支援、販路（新規顧客）紹介等を適宜行う。

## 4. 経営課題解決支援事業（実施主体：支援機関（(社)首都圏産業活性化協会等））

### (1) 情報提供

#### ① 経営高度化情報提供事業

現代の企業経営における重要度が高く、必要と思われるテーマや企業経営のステップアップに資するテーマ（例えば販路開拓、資金調達、事業承継、経営戦略、知財戦略、人材採用、助成事業、環境規制対応等）を採り上げ、高度な専門知識を有し、かつ、中小企業の支援に役立つソリューションを提供できる人材によるセミナーや勉強会を実施する。

#### ② 情報発信・交流事業（ML、HP整備事業・データベース管理運営事業）

各種の支援情報、イベント等の開催案内、最新の行政関連情報、さらには、産学・産産連携の促進を目的とした企業・技術・製品・研究者・研究テーマ等の情報発信を、メーリングリストやホームページを活用して一元的に行う仕組みをつくり、運用する。また、本基本計画対象地域内企業等の事業活動に資するデータベース（企業の製品・技術情報、専門家人材登録情報、試験研究・生産設備登録情報等）を整備し、活用促進を図る。

### (2) 経営課題個別対応（企業訪問による経営課題解決支援情報提供事業）

#### ① コーディネータ派遣事業

企業経営や研究開発、生産管理等の専門的知識を保有し、企業の要望に対して適切なソリューションを提供できる中小企業診断士や技術士、大手企業OB等の産業支援人材を組織化し、新技術・新事業の創出等による地域産業活性化に貢献しようとする中小企業に派遣することによって、自社の経営資源のみでは解決することが困難な様々な経営課題に対し、適切な解決に向けたコーディネートを行う。

特に、本基本計画では、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションの創出をキーワードに、新事業創出を実現するための研究開発・技術開発の支援や、ITや知財を活用した経営力の強化支援、中小企業の喫緊の課題である人材確保・育成支援、企業の成長・発展に不可欠な販路開拓支援、近年特に的確な対処が求められている環境問題への対応等に注力する。

### (3) 情報管理事業

経営課題解決支援事業全体を効果的かつ効率的に実施するため、経営課題の解決に資する情報を一元的に管理し、メーリングリストやホームページによる情報発信事業を運営する。

また、事業の紹介や成功事例、先進事例を纏めた冊子、パンフレットを作成し、関連組織（大学、支援機関等）の協力を得て、広く本基本計画による活動の周知を図る。

## 8 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備等に当たっては、埼玉県、東京都、神奈川県及び本基本計画に参画する自治体と、本基本計画指定地域に所在する支援機関、商工団体、大学等の研究機関等に加えて、事業の創生と成長には不可欠な金融機関との緊密なネットワークを構築し、本地域の産学官及び金融の総力を結集して、事業推進に取り組むことが重要である。

このような協働を実現していくため、本基本計画推進の責任と権限をもってリーダーシップをとる「首都圏西部地域産業活性化協議会」を組成する。本協議会は、本基本計画の推進をマネジメントするものとし、本基本計画による事業を統括して、事業全体の方針の決定や具体的事業の審議を行う。これまでも産業クラスター計画等を通じて、当該地域の自治体、支援機関、商工団体、大学、金融機関等が相互に連携を図り、産業集積の形成を推進してきたところであるが、今後は、法的枠組みである本協議会のイニシアティブの下、

更に強固な産学官金の連携を図り、広域的な取り組みに対して戦略的かつ重点的に支援を行う。また、本協議会の方針、決定事項を受け、本地域の産学官金連携体制の維持・強化と具体的な個別事業を着実に実施するため、本協議会に事務局を設置して、協議会構成員、実施機関、関係機関と調整を図り、事業高度化のための事業環境の整備に取り組むこととする。

また、本基本計画に賛同する企業については、イノベーション創出による産業活性化の主役としての自覚をもち、本地域の発展のため、個々の活性化事業へ積極的に参画することを求め、本地域の目標の達成に向けた協働を期待する。

## 9 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

本基本計画に関する情報提供や相談サービスを行う総合窓口を、埼玉県、東京都、神奈川県 の3カ所と、首都圏西部地域産業活性化協議会事務局（(社)首都圏産業活性化協会）に設置し、企業からの相談等に迅速に対応できる体制を整備する。また、首都圏西部地域産業活性化協議会事務局は、本基本計画による事業高度化のための事業環境整備の事業に係る相談対応、情報提供を実施するため、事務局に当該地域を俯瞰する専属の担当者を配置し、地域内外の企業や関係機関からの問い合わせや各種相談等に迅速に対応することとする。更には、企業等より自治体の各種施策への展開のニーズが寄せられたときは、自治体と事務局が連携を図ることにより、相互に迅速な処理が行われるよう努める。

また、事業に参画する企業等の便宜を図るため、実施する事業の内容等の情報を発信するツール類（HP、メーリングリスト、パンフレット等）の整備を行い、個別事業に参加し易い環境を整える。

さらに、埼玉県、東京都、神奈川県と本協議会事務局の4機関が中心となって、本基本計画に参画する自治体、関係機関との情報交換・連携を密にし、関係者すべての積極的な協働による、事業高度化のための各事業の効率的、効果的な推進を図る。

## 10 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

（環境保全への配慮）

本基本計画に基づく産業集積の活性化事業の実施に当たっては、環境保全に関し地域住民の理解を得るため、必要に応じて各自治体や事業実施者の広報紙やホームページに当該事業の実施を掲載し、地域住民に積極的に情報開示することなどに取り組む。

### 【埼玉県】

産業集積の形成、活性化を図るに当たっては、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる循環型社会の構築」に配慮する必要がある。そのため、埼玉県環境基本計画に基づき、次のような取組を行う。

<具体的な取組例>

- ・大気汚染防止法、自動車NO<sub>x</sub>・PM法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、各種の大気汚染防止対策、公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止対策を実施する。
- ・騒音・振動・悪臭対策を進めるとともに、事業所に対して公害防止管理者等の選任の徹底を指導するなど、公害発生や苦情の未然防止のための対策の充実を促進する。
- ・工場立地法及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、適正な緑地が確保されるよう指導する。また、田園都市産業ゾーン先導モデル地区の民間開発事業者に対し、開発区域の外縁部に高木を植栽する経費を助成することにより圏央道周辺地域の田園環境と調和した産業基盤づくりを促進する。
- ・自然公園区域内においては、自然公園法及び県立自然公園条例の趣旨に基づき、周辺の自然景観に十分配慮する。
- ・戦略的環境影響評価制度及び環境影響評価制度の適切な運用を図る。
- ・省エネルギー対策や新エネルギー導入などの対策により、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減を進める。
- ・資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を一層促進するとともに、リサイクル技術の高度化、不法投棄など不適正処理の防止、産業廃棄物の大量たい積の改善などを進める。
- ・工場等の水利用量の節減対策を進めるとともに、地下水採取規制を的確に運用する。
- ・文化財保護法の趣旨に基づき、文化財の保護に細心の配慮をし、特に埋蔵文化財の保護には十分留意する。

### 【東京都】

本地域においては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等に基づき、産業立地に関連する様々な事業活動と生活環境、豊かな自然環境との調和と保全の促進や、資源の循環的利用の促進、公害の防止、CO<sub>2</sub> 排出抑制などを通じた地球環境の保全に努めてきている。本計画の実施においても、同条例等に即して、事業活動と周辺の自然環境・生活環境との調和を図っていくものとする。

また、東京都は、平成 18 年 12 月に発表した「10 年後の東京」に掲げた都市像の実現に向けて、これまでも、「2020 年までに、東京の温室ガスを 2000 年比で 25%削減する」目標を掲げ、日本で初めて大規模事業者への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を導入するなどの「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」や、校庭の芝生化など緑を守り創出する「緑の東京

10年プロジェクト」を展開してきた。

更に、平成20年3月には「東京都環境基本計画」を新たに策定し、少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指し、東京から世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信するために、以下の取組を行っている。

- ・人類・生物の生存基盤の確保
- ・健康で安全な生活環境の確保
- ・より快適で質の高い都市環境の創出

本基本計画に基づく事業の実施に当たっては、これらの取組を踏まえ、環境保全に適切かつ十分に配慮するばかりでなく、自主的、積極的に環境改善に貢献する活動を行い、世界で最も環境負荷の少ない都市の実現を目指す。

#### 【神奈川県】

神奈川県では、「神奈川県環境基本計画（平成17年10月改定）」に基づき、「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」を基本目標として、大気環境保全対策、水質保全対策、土壌・地下水汚染対策、化学物質による環境影響低減対策、騒音・振動・悪臭対策、廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進や、CO<sub>2</sub>の削減をめざす地球温暖化対策の推進、環境に配慮した事業活動の促進など、様々な施策に取り組んでいるところである。産業集積の形成等に当たっては、引き続きこれらの施策を推進するとともに、一定規模以上の開発事業については、環境影響評価手続や神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく計画書の提出などにより、環境保全上の見地から十分配慮することとする。

また、県央・湘南都市圏においては、「県央・湘南都市圏整備基本計画（平成12年3月策定）」に基づき、「持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏」の実現に向けた取組を進めており、本都市圏における産業集積の形成等に当たっては、「自然が有する機能・魅力を生かした都市づくり」、「環境への負荷を低減する都市づくり」等に十分配慮し取り組むこととする。

（安全な住民生活の保全）

#### 【埼玉県】

埼玉県では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、平成16年3月に「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」を制定し、県と市町村、県民及び事業者との連携・協力による自主防犯意識の高揚、相互扶助による地域社会の形成等犯罪を起させにくい環境の整備を推進している。

本基本計画に基づく事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であり、前記条例等の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪や事故を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

<具体的な取組例>

- ① 子どもを守る取組

通学路の防犯パトロールや防犯教室 など子どもを犯罪から守る取組を進める。

② 防犯設備の整備

工場等の付近において地域住民等が犯罪の被害に遭わないようにするため、防犯カメラ、照明の設置などに努める。

③ 防犯に配慮した施設の整備・管理

道路、公園、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空き地が地域住民等に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

④ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動への参加、同活動に必要な物品、場所等の提供などの支援を行う。

⑤ 不法就労の防止

事業者が外国人労働者を雇用しようとする場合には、旅券等により就労資格の有無を確認するなど、不法就労防止の徹底を図る。

⑥ 従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や被害防止について指導するとともに、特に、外国人従業員に対しては、日本の法制度等についても指導を徹底する。

⑦ 交通安全教育の実施

外国人を含む従業員及び地域住民等の交通安全意識の浸透を図るため、対象者に応じた交通安全教育を行う。

⑧ 交通安全設備の整備

右折レーン設置などの交差点改良や通学路における歩道設置・改善など、道路交通環境の整備を図る。

⑨ 警察への連絡体制の整備

犯罪又は交通事故の発生時における事業者の管轄警察署への連絡体制を整備する。

⑩ 地域住民との協議

産業集積の形成又は産業集積の活性化の措置を実施するに当たっては、地域住民の意見を十分に聴取する。

**【東京都】**

当地域においては、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「東京都安全・安心まちづくり条例（平成15年10月1日施行）」等に基づき、行政、住民、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪防止のための自主的な活動の促進、商業施設等の防犯性の向上、道路、公園等の防犯性の向上など、犯罪の発生する機会を減らすための取組みを推進している。また、行政、住民、事業者、警察が連携し、安全で安心なまちづくりを実現するためのハード面、ソフト面の様々な対策に取り組んでいるところである。

本基本計画に基づく事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の

確保に配慮することが重要であり、本条例等の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪や事故を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

① 防犯設備の整備

防犯カメラ、照明設備等を効果的に設置するなど、計画的な防犯設備の整備を推進する。

② 防犯に配慮した施設の整備・管理

道路、公園、工場施設等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空き地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないように管理を徹底する。

③ 従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や被害防止について指導するとともに、特に、外国人従業員に対しては、日本の法制度等についても徹底する。

④ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に積極的に参加するほか、これに対して場所等を提供するなど、必要な協力を行う。

⑤ 交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置や交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等を行う。

⑥ 不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑦ 暴力団等の反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力から接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑧ 地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際には、地域住民・町会・自治会等への事前説明や意見を十分に聴取する。

⑨ 警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。

**【神奈川県】**

神奈川県では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、平成16年12月に「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を制定し、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進しているところである。

企業立地を始めとする様々な事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全

と平穩の確保に配慮することが重要であり、本条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

① 防犯設備の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラの設置、照明の設置等

② 防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底等

③ 従業員に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等

④ 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力

⑤ 不法就労の防止

外国人を雇用する際における旅券等による当該外国人の就労資格の確認等

⑥ 地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治会等への事前説明や意見聴取等

⑦ 警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等

**1 1 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項**

本基本計画では、農用地等として利用されている土地の整備を想定していない。

**1 2 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項**

本基本計画は、本計画に参画する関係自治体、支援機関等によって構成する「首都圏西部地域産業活性化協議会」における協議を踏まえて策定したものである。本基本計画の推進に当たっては、本協議会を中心とした関係者間の連携を密にし、関係者すべてが、積極的に本事業の実施について協働する。また、同協議会が責任をもって、本基本計画に掲げた目標値や個別事業の進捗状況の把握に努め、本基本計画で目標として掲げる産業集積の実現に取り組むこととする。

**1 3 計画期間**

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成26年度末日までとする。